
ももたろう支店 総合口座定期預金規定

1. (預金の取引)

この預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づき取引します。また、この預金の証書・通帳は発行しません。定期預金の預入日は定期預金預入受付日とします。定期預金の適用金利は、定期預入日における当社が定める金利とします。

2. (取扱店の範囲)

この預金は、当店を含む当社本支店の窓口で預入れ・払戻し等を行うことはできません。また、当社の ATM で預入れを行うことはできません。

3. (預金の種類)

お客さまが取引を行うことができる預金の種類は、スーパー定期とし、総合口座として取扱います。

4. (預入れの最低金額)

スーパー定期の預入れは1口10,000円以上、9,990,000円以下とします。

5. (自動継続)

- (1) この預金は満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

6. (利息)

- (1) スーパー定期 (預入期間：1・3・6か月および1年の場合)
 - ① この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日) から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」という。) およびインターネットバンキング定期照会結果画面記載の利率 (以下「約定利率」という。) によって計算し、満期日に支払います。
 - ② この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - A 預入期間を1・3・6か月および1年としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に総合口座普通預金へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ この預金の満期日前の解約は、原則としてお取り扱いしません。ただし、この預金を後記7(2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てる。) によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 約定利率×50%

C 1年以上2年未満 約定利率×70%

なお、この利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率を適用します。

④ この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(2) スーパー定期（預入期間：3・5年の場合）

① この預金の利息は、約定日数について約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に総合口座普通預金へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

② この預金の満期日前の解約は、原則としてお取り扱いしません。ただし、当社がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てる。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A 預入期間が3年の場合

a 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b 6か月以上1年未満 約定利率×40%

c 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

d 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

e 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

f 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

B 預入期間が5年の場合

a 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b 6か月以上1年未満 約定利率×30%

c 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%

d 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%

e 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%

f 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%

g 3年以上4年未満 約定利率×80%

h 4年以上5年未満 約定利率×90%

なお、この利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率を適用します。

③ この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7.（預金の解約）

(1) この預金の解約は、満期日の31日前から前日までの間に定期預金満期解約予約を受付

けた場合に、満期日に定期預金を自動解約し、解約元利金を総合口座普通預金に入金することで行います。

- (2) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当社がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、元金とともにももたろう支店普通預金に入金する方法により支払います。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書を直ちに提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上